



持続可能な海洋原則

海洋は、人類の幸福と繁栄に不可欠なものです。持続可能な開発目標に示された世界の志を達成するためには、食料、エネルギー、原材料を生産し、輸送するのに海洋利用を拡大する必要があります。これらの活動をより持続可能な方法で行うことによって、地球温暖化や環境悪化の抑制に貢献することができます。健全な海洋の確保は、ビジネスや世界の経済成長にも大きな機会をもたらします。

持続可能な開発目標 14「海の豊かさを守ろう」にあるように、気温の上昇、酸性化、天然資源の枯渇、汚染などにより、急速に悪化している海洋の健全性を守り、回復させることが急務となっています。企業は、政府や市民社会とともに、健全な海洋を確保するために必要な行動をとるという共通の責任を負っています。

「持続可能な海洋原則」は、業種や地域を問わず、責任あるビジネス慣行のためのフレームワークを提供するものです。また、この原則は、人権、労働、環境、腐敗防止に関する国連グローバル・コンパクトの10原則を礎とし、それを補完するものでもあります。私たちはこの原則の署名者として、海の豊かさを守ることを緊急かつ世界的な重要課題であると認識し、現在および将来世代のために健全な海洋を促進するための行動を起こします。私たちは、企業がそれぞれの事業領域内において以下の原則を遵守すべきと考えます。

海洋の健全性と生産性

- 原則 1:** 自社の事業活動が海洋の健全性におよぼす短期的・長期的な影響を評価し、その影響を自社の戦略や方針に組み入れる。
- 原則 2:** 海洋の健全性と生産性、および海洋に依存する生活の回復、保護、維持を促進または貢献する持続可能なビジネス機会を検討する。
- 原則 3:** 海洋に影響を与える汚染を防止し、海洋の温暖化と酸性化を防ぐために事業における温室効果ガスの排出を削減し、循環型経済に向けて行動する。
- 原則 4:** 長期的な持続可能性を確保できるよう海洋資源や海域の利用と影響を計画・管理し、自社の活動が脆弱な海洋・沿岸地域とそれに依存するコミュニティに影響を与える可能性がある場合には予防的措置を講じる。

ガバナンスと参画

- 原則 5:** 海洋関連の法律や規制、その他の枠組みに関連する規制機関や執行機関と、責任を持って関わりを持つ。
- 原則 6:** それぞれの業種や市場で認知されるような、健全で生産的な海洋となりわいの確保に貢献する基準やベストプラクティスの開発を支援、支持する。
- 原則 7:** 海洋における人権、労働、先住民の権利を尊重し、サプライチェーンにおける適切なデュー・ディリジェンスを実施し、関係するステークホルダーやコミュニティと適宜、透明かつ包括的な方法で協議し関与させ、影響が特定された場合には対処する。

データと透明性

- 原則 8:** 該当する場合には、海洋に関する研究とマッピングの支援に向け、科学的データを共有する。
- 原則 9:** 海洋に関連する活動、影響、相互依存について、関連する報告枠組みに沿って透明性を確保し報告する。